参考様式第５－１号

熊農政第3103号
令和6年10月22日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長　小林　哲也

市町村名 （市町村コード）	熊谷市 （11202）
地域名 （地域内農業集落名）	吉見南部地区 （　相上、玉作、箕輪、冑山、小八林　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 （第3回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・農業者２５名（認定農業者６名、利用者１９名）
・地区内の農地面積に占める田の割合は約65％で、米麦二毛作が中心。
・耕作者が高齢化しており後継者もいないことから、担い手不足が深刻になっている。
・地区全体として１反区画の圃場が多いうえに、水田の高低差も大きいため畦畔を撤去して圃場を大きく使えない状況。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・米麦二毛作を継続していく。
・中間管理事業を活用し、統一賃料での農地の貸し借りを目指す。
・未整備地等耕作しづらい農地では畦畔除去等を行い、作業効率化を図る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	232.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	232.9 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地区域内の農地を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
現在担い手が耕作している農地は引き続き各々が耕作を続けていき、担えなくなったタイミングで、規模拡大の意向のある担い手や近隣の担い手に、集積、集約を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
玉作地内の田では統一賃料による農地中間管理事業が実施されており担い手への集積が進められている。 他地区では主だった担い手を中心に統一賃料による農地の貸し借りに向けて調整を進めていく。
（3）基盤整備事業への取組方針
圃場整備の必要な箇所を実施可能性等も含めて精査し、必要に応じて推進していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県等の関係機関と連携し、新規就農者や新規参入者の確保に努める。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】